# 伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金制度のご案内

### 目的

所有者の判明しない猫、捨て猫等(以下「野良猫」という。)の増加及びこれに伴う被害を防止するため、野良猫の去勢又は不妊手術に要する費用の一部を補助します。

### 補助金の交付条件 必ず手術前に申請してください(申請前に手術した猫は対象外です)

- 〇申請者は市内に住所を有していること
- ○猫はおおむね生後3か月以上の**野良猫**であること(飼い猫は補助対象外)
- 〇同一年度(4月1日から翌年3月31日まで)一世帯あたり5匹であること

### 補助金額 1匹につき 3,000円(雌雄問わず)

- ※手術費は、動物病院により異なります。事前に動物病院へご確認ください。
- ※手術費が3,000円を下回るときは、当該手術費として支払った金額となります。

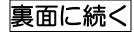
#### 動物病院 神奈川県内で開業する動物病院

### お手続きの流れ

- 1 市役所担当課(健康づくり課)へ事前相談
- 2 交付申請書を担当課へご提出ください<u>(郵送不可。)</u>
- 3 交付条件を審査し、申請者様に交付決定通知書、交付請求書、変更交付申請書の3点を送付します
  - ※1 週間以内に送付しますが、できるだけ余裕を持って申請してください。
- 4 交付決定通知書の決定内容に基づき、交付決定日から30日以内に"県内で開業する動物病院"で手術を実施してください(※交付決定日が3月1日以降の場合は、3月末日までに手術を受けてください)
- 5 手術後、30日以内に以下の5点を持って窓口にて請求手続をしてください。

#### 【持ち物】口印鑑

- 口交付決定通知書
- □交付請求書(押印あり)
- 口動物病院から発行された領収書
  - ※写し不可、申請者の名前が記載されたもの
  - ※雌雄それぞれ何匹ずつ手術したのか明記してもらってください。
  - ※明細書だと支払いができません。事前に動物病院にご確認ください。
- 口申請者様の通帳の口座番号・口座名義人が記載されたページの写し
  - ※口座名義人は、申請者様と同一名義でお願いします
- 6 補助金の交付(約1カ月後に口座振込みとなります)



## 注意事項

〇必ず事前に補助金の申請をし、交付決定通知書の送付を受けてから手術を行ってくだ さい。

#### 次の場合は補助対象外になります。

- 手術後に飼育する場合
- ・補助金申請前に手術を受けた場合
- ・交付決定日から31日以上経過して手術を行った場合 (このとき、決定通知は無効となります)
- ・交付決定後、県外で開業している動物病院で手術を行った場合 (このとき、決定通知は無効となります)
- ①都合により手術を受けられなくなった場合(キャンセル)
- ②当初の申請と頭数に変更が生じた場合
- →いずれの場合も、**伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付申請書**を提出していただく必要があります。変更交付申請書に記入し、担当までご提出ください。(郵送でも構いません)なお、②の場合は請求の際に一緒にお持ちください。

# ※本補助金は、 予算額に達した場合、年度途中でも受付終了となります



お問い合わせは

伊勢原市 保健福祉部健康づくり課 LL 0463(94)4616(直通) ~市役所分室です~

伊勢原市公式イメージキャラクター

クルリン